

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
--------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策目標	2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
個別目標	1	ホームレスの自立を促進すること
		(評価対象事務事業) ・ホームレス自立支援事業 ・ホームレス総合相談推進事業
個別目標	2	地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること
		(評価対象事務事業) ・日常生活自立支援事業 ・運営適正化委員会設置運営事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、日常生活自立支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。		
2 根拠法令等 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号) ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等		
主管部局・課室	社会・援護局地域福祉課	
関係部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	

## 2. 現状分析(施策の必要性)

<p>地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。</p> <p>しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢化や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p>
---

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)	-	-	-	18,564 【-】	16,018 【114%】

2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)	64 【107%】	61 【102%】	59 【98%】	59 【98%】	58 【97%】
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	95.1 【100.1%】	96.6 【101.7%】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成19年、平成20年は共に1月の数値である。なお、平成16年～18年は調査を実施していない。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</a></li> <li>指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。</li> <li>指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。なお、「運営適正化委員会」とは、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う組織で、社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている。</li> </ul>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	ホームレス自立支援センター退所者数(人)	5,575	5,781	6,307	6,427	6,645
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(人)	3,588	3,546	3,734	3,796	3,875
3	苦情受付件数(単位:件)	2,364	2,571	2,515	2,518	2,554
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。</li> <li>参考統計3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるものである。</li> </ul>						
<p>施策目標の評価</p> <p>【有効性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労又は福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>【効率性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取り組みを行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>【総合的な評価】 ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることを防ぐよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。 運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に</p>						

努めていると評価できる。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
ホームレスの自立を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	全国のホームレスの数(人) (前年度以下/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	18,564 【-】	16,018 【114%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成19年、平成20年は1月の数値である。なお、平成16~18年は調査を実施していない。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</a>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	64 【107%】	61 【102%】	59 【98%】	59 【98%】	58 【97%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性が認められる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることはないよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行う必要がある。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	ホームレス自立支援センター退所者数(人)	5,575	5,781	6,307	6,427	6,645
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(人)	3,588	3,546	3,734	3,796	3,875
・参考統計1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名   ホームレス自立支援事業						

平成20年度 予算額等	セーフティーネット支援対策等事業費補助金50,800百万円の内数 ・都道府県（指定都市・中核市）が実施する場合（補助割合：[国1/2] [都道府県（指定都市・中核市）1/2]） ・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国 1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	平成22年3月頃確定予定				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	1,185	13,597 の内数	14,940 の内数	18,000 の内数	50,800 の内数
予算上事業数等 ホームレス自立支援 センター箇所数 （箇所）	20	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内数 のため箇所数 内訳なし
事業実績数等 ホームレス自立支 援センター箇所数 （箇所）	20	22	24	24	24
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
各地方自治体においてホームレス数などの地域の実情を踏まえ、事業を実施しているところである。ホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労又は福祉等の措置により自立を果たしていることから、当事業の有効性が認められる。今後も地方自治体との連携を密にし、ホームレス数などの情報や地方自治体における事業の実施状況の把握に努め、実情に即した事業内容としていく。					
事務事業名	ホームレス総合相談推進事業				
平成20年度 予算額等	セーフティーネット支援対策等事業費補助金50,800百万円の内数 ・都道府県（指定都市・中核市）が実施する場合（補助割合：[国1/2] [都道府県（指定都市・中核市）1/2]） ・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国 1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	平成22年3月頃確定予定				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援する。					
政府決定・重要施策との関連性					

なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	317	13,597 の内数	14,940 の内数	18,000 の内数	50,800 の内数
予算上事業数等 実施自治体数(箇所)	20	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し	予算上は内 数のため箇 所数内訳な し
事業実績数等 実施自治体数(箇所)	19	24	26	27	31
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
各地方自治体においてホームレス数などの地域の実情を踏まえ、事業を実施しているところである。今後も地方自治体との連携を密にし、ホームレス数などの情報や地方自治体における事業の実施状況の把握に努め、実情に即した事業内容としていく。					

個別目標2 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	95.1 【100.1%】	96.6 【101.7%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。なお、「運営適正化委員会」とは、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う組織で、社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域福祉計画の策定率(%) (前年度以上/毎年度)	【 %】	24.0 【-】	33.8 【140.8%】	38.4 【113.6%】	43.5 【113.3%】
(調査名・資料出所、備考)						
地域福祉計画の策定率は、社会・援護局地域福祉課が実施した調査によるが、平成16年度は調査を実施していないため数値を把握していない。						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
地域福祉計画に関しては、災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃から要援護者情報を適切に把握し、関係機関間で共有することが必要であることから、平成19年に、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むことを助言したこと等により、策定率は38.4%へと増加しており、行政と住民の協働による総合的かつ計画的な地域福祉推進が図られていると評価できる。今後とも、地域福祉計画の策定を進めていくことが課題であり、必要に応じて計画策定に関する助言を行う。また、厚生労働省ホームページ等を通じて地方自治体における地域福祉計画の取組状況を広く共有すること等により、計画策定に資するよう						

支援を行う。  
 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者が、社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士等を第三者委員として設置するなどして、苦情解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っている。  
 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。  
 運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1  苦情受付件数(単位:件)	2,364	2,571	2,515	2,518	2,554
(調査名・資料出所、備考)					
・参考統計1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。					

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	日常生活自立支援事業				
平成20年度 予算額等	セーフティネット支援対策等事業費補助金50,800百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	平成22年3月頃確定予定				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	3,393 の内数	13,597 の内数	14,940 の内数	18,000 の内数	50,800 の内数
予算上事業数等 (実施主体数)	60	61	62	64	64
事業実績数等 (実施主体数)	60	61	62	64	64
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
日常生活自立支援事業の事業利用契約件数は、平成16年度の6,488件から平成20年度の9,142件へと増加傾向にあり、要支援者が地域において自立した生活を送るための必要な支援が進展していると評価できる。 また、事業利用契約件数は事業創設以来、継続して増加傾向を見せており、さらに契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれる。今後、増加や多様化が見込まれる需要に対してきめ細かな対応を図っていくことが課題である。					
事業実績数	H16	H17	H18	H19	H20
新規契約締結 件数	6,488	7,247	7,626	8,580	9,142
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					

事務事業名	運営適正化委員会設置運営事業				
平成20年度 予算額等	セーフティネット支援対策等事業費補助金50,800百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	平成22年3月頃確定予定				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(都道府県社会福祉協議会)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>福祉サービスに係る苦情解決については、事業者段階において第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けるとともに、都道府県段階において事業者段階で解決できない苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置することとしており、この設置運営等に要する経費の補助を行う。</p> <p>この「運営適正化委員会」は、社会福祉法第83条に基づき、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う委員会であり、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するためにも、今後とも必要である。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
社会福祉法第83条で、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を置くものと定められている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	304	13,597 の内数	14,940 の内数	18,000 の内数	50,800 の内数
予算上事業数等 (実施主体数)	47	47	47	47	47
事業実績数等 (実施主体数)	47	47	47	47	47
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>福祉サービス利用者からの苦情については、事業者が、社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士等を第三者委員として設置するなどして、苦情解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っている。</p> <p>また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p> <p>今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。</p>					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 114%
指標2	目標達成率 97%
指標3	目標達成率 101.7%
----- (目標達成率を算定できない場合、その理由) ・指標2は、現在集計中であるため。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	
(ii) 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)	
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
(□) 見直しを行わず引き続き実施	
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構：定員要求を検討(該当する場合に○)	
-----	

<p>(理由)</p> <p>個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。</p> <p>個別目標2については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p>
<p>3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)</p>
<p>(施策目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(個別目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p>
<p>(理由)</p>

6. 特記事項

<p>①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当</p> <p>(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>③審議会の指摘</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>④研究会の有無</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容</p> <p>⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 具体的状況</p> <p>⑥会計検査院による指摘</p> <p>(1) 有・<del>無</del></p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>⑦その他</p>
---

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

--------------